

令和2年度障がい者スポーツ振興事業業務委託仕様書

1 趣旨

障がい者がスポーツを行う上で、特性を理解した指導者の育成やスポーツをする場所の確保等が課題となっていることから、本業務委託において、障がい者がスポーツを行う場及び機会の提供と、それを支える指導者の育成、関係者間の連絡調整体制の強化を総合的に実施し、障がい者が身近な地域でスポーツに参加できる環境を整え、より一層の裾野拡大を図るとともに、県民の障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。

2 委託業務名

令和2年度障がい者スポーツ振興事業業務委託

3 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

(1) スポーツ教室等開催

ア 目的

多くの障がい者がその障がい特性に応じたスポーツを体験できるよう、県内各地においてスポーツ教室及び各種スポーツ大会を開催し、生活の質的向上が図られるよう、必要な社会参加施策を効果的に実施し、障がい者に対する地域の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする。

イ 内容

(ア) スポーツ教室開催

下表のとおり21教室を開催すること。

なお、開催に当たっては、これまでスポーツを経験していない障がい者が参加できるよう配慮するとともに、次の各号を踏まえ、実施すること。

a 教室の規模に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、運営に必要な用具の準備及び指導員、補助員を配置すること。

b 参加者の安全に考慮し、傷害保険に加入すること。

教室名	実施回数	備考
ボッチャ教室	2	
グランドゴルフ教室	4	うち1回は視覚障がい者の参加に配慮したものとする
登山教室	2	うち1回は視覚障がい者の参加に配慮したものとする
ハンドバイク教室	1	
キャンプ体験教室	1	
ゲートボール教室	2	
卓球バレー教室	2	うち1回は視覚障がい者の参加に配慮したものとする

教室名	実施回数	備考
スキー交流会	1	
ボウリング交流会	2	うち1回は視覚障がい者の参加に配慮したものとする
STT 教室	2	視覚障がい者を対象
ウォーキング ※雨天の際は室内で実施できる競技	2	視覚障がい者を対象

(イ) 競技大会開催

フライングディスク大会を開催すること。

なお、開催に当たっては、次の各号を踏まえ、実施すること。

- a 入賞者等にメダルを授与すること。
- b 大会役員等に弁当を配付すること。
- c プログラムを作成し、大会関係者に配付すること。
- d 大会の規模に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、運営に必要な用具の準備及び審判員、補助員を配置すること。
- e 参加者の安全に考慮し、傷害保険に加入すること。
- f フライングディスク大会は、13歳以上の障がい者を対象とし、全国障害者スポーツ大会競技規則に準じ、競技を実施すること。

(2) 障がい者スポーツ指導員養成

ア 目的

障がい者がスポーツを行う上で、その特性に応じた配慮や工夫が必要であることから、適切に指導ができるスポーツ指導員の養成を行うとともに、資格保有者に対して資質の向上のための研修を実施し、障がい者スポーツの一層の普及と振興を図ることを目的とする。

イ 内容

下表のとおり障がい者スポーツ指導員養成講習会等を開催すること。

なお、開催に当たっては、「目的、事業内容等」を記載した、実施要領を作成の上、関係機関及び団体等に広く周知するとともに、次の各号を踏まえ、実施すること。

- (ア) (公財)日本障がい者スポーツ協会が定める「障害者スポーツ指導員基準カリキュラム」に基づき、実施すること。
なお、上記カリキュラム等が改正された場合には、それに基づいた内容とすること。
- (イ) カリキュラムの内容に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、講習会に必要な用具の準備及び講師を招聘すること。
- (ウ) 初級及び中級養成講習会を修了した者に修了証を交付すること。

項目	内容	実施回数
初級障がい者スポーツ指導員	初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者を養成する。	沿岸地区 含む2回
中級障がい者スポーツ指導員	障がい者スポーツのリーダーとして、十分な知識、技術と経験に基づき指導を行える指導者の模範となる者を養成する。	1回

項 目	内 容	実施回数
障がい者スポーツ指導員フォローアップ研修	初級及び中級スポーツ指導員に対するフォローアップ研修会を開催する。	1回以上

(3) 岩手県障がい者スポーツ大会開催

ア 目的

第22回岩手県障がい者スポーツ大会（以下「大会」という。）は、大会の実施を通して、障がい者が自らの可能性を見出すとともに、県民の障がい及び障がい者に対する理解の促進を図り、障がい者の自立と社会参加を推進することを目的とする。

イ 内容

別添「第22回岩手県障がい者スポーツ大会実施要綱」（以下「要綱」という。）により開催すること。

なお、開催に当たっては、要綱に定める実行委員会を設置、開催の上、次の各号を踏まえ、大会運営について、協議、決定すること。

- (ア) 選手の募集及び参加種目の決定を行うこと。（第23回岩手県障がい者スポーツ大会についても行うこと。）
- (イ) 大会の参加人数に応じた、係員及びボランティアを配置すること。
- (ウ) 各種目の上位3位までの入賞者にメダルを授与すること。
- (エ) 参加者に記念品を配付すること。
- (オ) プログラムを作成し、大会関係者に配付すること。
- (カ) 大会役員等に弁当を配付すること。
- (キ) 大会に必要な用具の準備を行うこと。
- (ク) 参加者の安全に考慮し、傷害保険に加入すること。

(4) 障がい者スポーツ大会選手育成強化

ア 目的

希望郷いわて大会に向けて培われた選手育成・強化や指導者間の連携体制の構築等の取組を定着させ、競技力の維持・向上及びより一層の障がい者スポーツの普及促進を図ることを目的とする。

イ 内容

(ア) 個人及び団体競技選手強化練習の実施

- a 個人競技（陸上、水泳、卓球（サウンドテーブルテニスを含む）、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング）について、競技指導者を招聘し、強化練習等を2回以上実施すること。
- b 団体競技（バレーボール（身・知・精）、バスケットボール（身・知）、サッカー、ソフトボール、フットベースボール、グラウンドソフトボール）について、競技指導者を招聘し、強化練習等を2回以上実施すること。
- c 練習の規模に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、練習に必要な用具の準備すること。
- d 参加者の安全に考慮し、傷害保険に加入すること。

(イ) 団体競技遠征の実施

- a 団体競技について、遠征（他県チーム等との強化試合を含む。）を各競技1回以上実施す

ること。

b 参加者の安全に考慮し、傷害保険に加入すること。

(ウ) 団体競技北海道・東北ブロック予選会への参加支援

北海道・東北ブロック予選会参加チームの選手・役員に対し、旅費を支給すること。

(エ) 団体競技北海道・東北ブロック予選会の開催

第20回全国障害者スポーツ大会フットベースボール競技の出場に当たり、北海道・東北ブロック予選会を開催し、同ブロックの代表者を決定すること。

なお、開催に当たっては、「目的、事業内容等」を記載した、実施要領を作成の上、関係機関及び団体等に周知するとともに、次の各号を踏まえ、実施すること。

a 全国障害者スポーツ大会競技規則に準じ、競技を実施すること。

b 上位3位までの入賞者にトロフィー及び表彰状を授与すること。

c 大会役員等に弁当を配付すること。

d 予選会の規模に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、運営に必要な用具の準備及び審判員を配置すること。

e 参加者の安全に考慮し、傷害保険に加入すること。

(オ) 指導者の連携体制の構築

関係団体等と連携を図りながら、計画的な事業推進の連携体制を構築するため、指導者連絡会を1回開催すること。

(5) 障がい者スポーツ振興推進員設置

ア 目的

障がい者スポーツに関係する組織や個人間をコーディネートすることで、県内における障がい者スポーツ推進体制を構築し、より一層の障がい者スポーツの普及・拡大を図ることを目的とする。

イ 内容

(ア) 上記目的を推進するために、障がい者スポーツ振興推進員（以下「推進員」という。）を3名設置（うち、常勤の職員は1名以上）すること。

(イ) 推進員は、県内における障がい者スポーツの現状を把握するとともに、次の各号を担うこと。

a 岩手県障がい者スポーツ振興事業の実施すること。

b 行政（県、市町村等）、学校、スポーツ団体、障がい者福祉団体及び事業者、企業、個人等障がい者スポーツに携わる関係者間の連携体制の確立及び強化すること。

c 障がい者スポーツの啓発及び普及すること。

d 県内各地域において障がい者スポーツを支える人材の発掘と養成すること。

e 障がい者スポーツに関する講習会の企画及び選手を増加させること。

f その他、県内障がい者スポーツの振興のために必要な事業を実施すること。

5 留意事項

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条1項に基づく「岩手県知事部局における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。